学校教育情報化推進専門家会議の設置について (案)

令和2年 月 日 関係省庁申合せ

1. 目的

「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)第22条第2項の 規定に基づき、学校教育情報化推進専門家会議(以下「専門家会議」という。)を設置す る。

2. 委員

委員は、学校教育情報化に関し専門的知識を有する者及び学校教育情報化に従事する 者のうちから、文部科学省大臣官房審議官(初等中等教育局担当)が委嘱する。

3. 座長

- (1) 専門家会議に座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は会務を総理する。

4. 会議の公開

- (1) 専門家会議は原則公開とする。
- (2) 専門家会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

5. 事務局

専門家会議の事務局は文部科学省が務める。

6. 雑則

前各項に定めるもののほか,専門家会議の運営に関し必要な事項は,座長が専門家会議 に諮って定める。